

平成29年度 山陰海岸ジオパーク学術研究奨励事業募集要領

山陰海岸ジオパークの学術資料の蓄積を図るため、学術調査及び研究を助成します。

1 補助対象研究

山陰海岸ジオパークにおける調査研究で、次のいずれかに該当するもの。

※研究調査対象が法令等による許可が必要な場合は、許可申請など必要な手続きをとること。

- (1) 自然・環境に関する調査研究
- (2) 地域づくりおよび地域経済に関わる調査研究
- (3) その他山陰海岸ジオパーク推進協議会会長が補助対象となると認めた調査研究

2 補助対象者

大学生、大学院生、研究者等（グループによる参加も可能）で、山陰海岸ジオパークを対象とした研究、調査を進める者

3 補助金の額等

- (1) 補助金の額
予算の範囲内で1件あたり上限20万円（5件程度採択予定）
※補助対象研究は1補助対象者につき1件とする。
- (2) 補助対象経費
補助対象となる経費は、別表1に掲げる経費とします。
※当該事業実施にあたり、他に収入がある場合は、その収入額を除いた額とする。
- (3) 補助率 10/10

4 応募の方法

次の書類を直接事務局まで持参するか郵送してください。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 山陰海岸ジオパーク補助金交付申請書（様式第1号） | 1部 |
| ② 収支予算書 | 1部 |
| ③ 山陰海岸ジオパーク学術研究実施計画書（様式別1-1号） | 1部 |

■申込先・問い合わせ先

山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11
(兵庫県豊岡総合庁舎内)
TEL : 0796-26-3783 FAX : 0796-26-3785
E-mail : geopark@pref.hyogo.lg.jp

■様式等

山陰海岸ジオパーク推進協議会ホームページに掲載しています。
URL : <http://sanin-geo.jp>

5 応募締切 平成29年5月12日（金）※必着

6 審査

山陰海岸ジオパーク推進協議会学術部会で選考を行ない、審査に基づき補助金交付を決定し、6月中に通知します。また、山陰海岸ジオパーク推進協議会のホームページにて公開します。

7 中間報告等

補助金交付決定者は、平成29年10月6日（※必着）までに次の書類を提出してください。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 山陰海岸ジオパーク学術研究実施報告書（中間報告） | 1部 |
| ② 収支決算見込書 | 1部 |

③ 許可証の写し（研究調査対象が法令等による許可が必要な場合のみ） 1部
なお、研究途中に補助事業の内容や交付決定額に変更等が生じる場合は、次の書類を提出してください。

【補助事業の内容に変更が生じる場合】

※対象経費の区分で当初予算から30%を超える金額の変更がある場合も含む。

- ① 山陰海岸ジオパーク補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号） 1部
② 収支予算書 1部

【交付決定額に変更が生じる場合】

- ① 山陰海岸ジオパーク補助金変更交付申請書（様式第7号） 1部
② 収支予算書 1部

8 実績報告等

補助金交付決定者は、平成30年2月28日（※必着）までに次の書類を提出してください。

※指定の期日までに書類の提出がない場合、補助金を交付しないことがあります。

- ① 山陰海岸ジオパーク補助事業実績報告書（様式第9号） 1部
② 収支決算書（※要領収書の写し） 1部
③ 山陰海岸ジオパーク学術研究実施報告書（様式別1-2号） 1部
④ 研究成果報告書および要旨 1部
⑤ 調査日程実績表 1部

9 補助金の支払い

実績報告書等を精査して、補助金の額を確定し、支払います。

※原則として、申請者口座へ振込みます。

※山陰海岸ジオパーク推進協議会会長が必要があると認めるときは、補助決定額の最大8割まで、補助金を概算払いまたは部分払いすることができます。その際、以下の書類等が必要になります。

- (1) 山陰海岸ジオパーク補助金請求書（様式第11号）
(2) 請求書の根拠となる見積書等

※概算払いまたは部分払いを必要とする場合は、事前に山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局に連絡してください。（支払いまでに1~2ヶ月を要します。）

10 その他

- ① 補助金の交付に関する詳細については、「山陰海岸ジオパーク補助金交付要綱」によります。
② 平成30年度に山陰海岸ジオパーク推進協議会が実施する「学術研究奨励事業発表会」で発表していただきます（研究代表者が発表できない場合は、代理人が必ず発表してください）。
③ 研究実施報告書の要旨を、今後山陰海岸ジオパーク推進協議会ホームページに掲載し、一般に公開するほか、報告書を新温泉町山陰海岸ジオパーク館にて希望者に閲覧可能とします。
④ 補助金を使って行われた研究の成果を学会で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本補助金を使用した旨明記ください。
⑤ 山陰海岸ジオパーク学術研究終了後、次年度の所属先と連絡可能な連絡先をご連絡ください。

(別表1)

山陰海岸ジオパーク学術研究奨励事業補助対象経費及び算出基準

経費区分	経費の内容及び算出基準
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に必要な専門的な指導や助言等を受けるために、専門家に謝礼として支払われる経費 ・ 調査研究に係るデータ入力や情報整理等の事務処理を代行するアルバイトに、謝礼として支払われる経費 <p>※報償費は、申請者本人から、専門家やアルバイトへ直接支払うこととし、所属機関等を介さない。</p> <p>※報償費の1時間あたりの額は、上限1,700円を目安とする。</p>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究地までの交通費及び宿泊費 <p>※飲食費は対象外とする。</p> <p>※兵庫県旅費規程以内とする。(HP参照)</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に使用する器具類、標本、図書、ソフトウェア、事務機器の部品等の購入費 <p>※当該調査研究に固有かつ不可欠なものに限る。パソコン、プリンター、デジタルカメラ等の汎用性のあるものは、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に要したガソリン代等 ・ 文書、図面等の印刷代、写真の現像代等
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に係る文書等の郵送料 <p>※電話代は対象外とする。</p>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究に係るデータ測定、分析、鑑定等の委託費 <p>※委託金額が、補助金額の50%を超える場合又は中核となる部分が含まれている場合は、委託不可とする。ただし、当該研究に不可欠な特殊な測定、分析、鑑定等を委託する場合は、この限りではない。</p>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料、レンタカーやレンタル機器等の借上料 ・ 調査研究に要した有料道路通行料、駐車場使用料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陰海岸ジオパーク推進協議会会長が必要と認めた経費